

江東区環境基本計画(後期)素案も同時に意見募集

4・3面に掲載

江東区自殺対策計画(素案)

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す～
パブリックコメント(意見募集)を実施



▲自殺は個人の問題ではなく、社会全体で取り組むべき課題です。周囲の皆さんの支援によって自殺は防ぐことができます。



料金受取人払郵便
 深川局承認
 8203
 差出有効期間
 令和元年11月
 30日まで

(切手を貼らずに
 お出しください)

郵便はがき

1 3 5 8 7 9 0

001

江東区役所健康部
 保健予防課 保健係 行

(受取人)
 東陽四丁目11番28号

**素案に対する
 ご意見をお寄せください**

区では、令和2～6年度を期間とする「江東区自殺対策計画」の策定作業を進めています。このたび、計画の素案がまとまりましたので、区民の皆さんに概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

計画素案の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、保健予防課(保健所2階(東陽2-1-1))、および各保健相談所で閲覧できます。
 いただいたご意見やそれに対する区の考え方は、後日、区ホームページで公表します。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

素案の概要は
 2面に掲載

【意見の募集期間】11/1(金)～25(月)必着
【意見の提出方法】①氏名②住所(区外の方は在勤・在学等も)③年齢④ご意見を記入し、郵送(区報掲載のはがき等)、ファクスまたは保健予防課窓口へ。区ホームページからも提出できます(電話受付は行いません)。
 問 保健所保健予防課保健係 ☎3647-5906、FAX3615-7171
【今後のスケジュール】意見募集締切後、令和2年3月に計画を策定し、区民への公表を予定しています。

きりとり線

きりとり線



江東区自殺対策計画(素案)の概要

第1章 計画策定にあたって

わが国では、平成10年以降自殺者が3万人を超える状況が続いてきました。そのような中で、平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、それまで「個人的な問題」とされていた自殺が「社会的な問題」と位置付けられ、社会全体で自殺対策推進に向けた取り組みを進める機運が高まりました。

人と、前年比で約7・2%増と なっています。 自殺死亡率も、平成25年から平成28年にかけて減少傾向にありましたが、平成29年は17・6と、前年比で1ポイント増となっています。全国、東京都との比較では、平成27年から平成28年にかけて、わずかに低い水準となりましたが、平成29年には再び高い自殺死亡率となっています。平成25年から平成29年の自殺者を男女別にみると、男性は317人、女性は158人で、男性が女性の約2倍となっています。また、年齢層別にみると、すべての年代で男性が上回っており、特に男性40歳代から60歳代で多い傾向がみられます。自殺を要因別にみると、「健康問題」が204件、「経済・生活問題」が79件、「家庭問題」が72件等となっています。ただし、自殺の原因・動機をみるにあたっては、自殺の多くが、多様な複合的な原因および背景を有しており、さまざまな要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

本区における自殺対策の基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」と規定します。

自殺に対する基本認識

本計画では、自殺に対する基本的な認識として次の3点を掲げています。

- ①自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。
- ②年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだ続いている。
- ③地域レベルの実践的な取り組みをPDCAサイクルを通じて推進する。

目標指標

本区では、国の目標値設定の考え方を踏まえ、当面の目標値として、平成27(2015)年の年間自殺死亡率18・2(人数90人)を、令和6(2024)年までにおおむね30%程度の減少すなわち自殺死亡率を約13・3(人数約66人)まで減少させることを目指します。

第4章 施策の展開

区は、次の施策を推進していきます。

【基本施策1 地域におけるネットワークの強化】

地域の関係機関等が連携し、自殺対策に向けたネットワークづくりを進めるとともに、自殺対策を総合的に推進する庁内の

江東区自殺対策計画(素案)へのご意見をお聞かせください。
意見募集締切:11/25(月)必着

意見募集用紙の横線部分

氏名	
住所	
年齢	20代以下 30代 40代 50代 60代 70代以上

※いただいた個人情報は、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

【基本施策5 児童生徒への支援の充実】

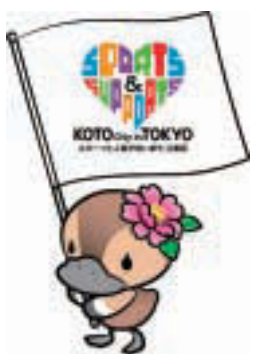
こどもの時から、命や暮らしの危機に直面したときの問題整理や対処の仕方を身につけるとともに、いつでも安心して相談できる支援体制づくりを推進します。

- ① SOSの出し方に関する教育の推進。
- ② 相談・支援体制の強化。

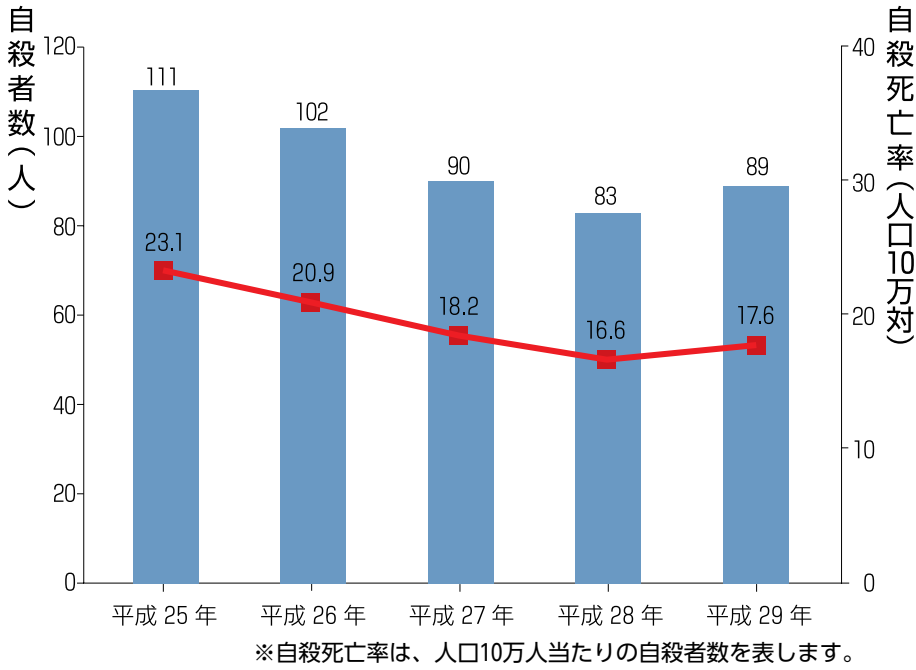
【基本施策4 生きることの促進要因への支援】

生きがいづくりや交流・居場所づくりをはじめ、自殺未遂者、遺された人への支援を通じて、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす取り組みを推進します。

- ① 生きがいづくり・見守り。
- ② 多様な交流と居場所づくり。
- ③ 自殺未遂者・遺された人への支援。



自殺者数と自殺死亡率の推移【江東区】



※自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数を表します。

江東区自殺対策計画(素案)意見募集 1・2面

第2章 自殺の現状と課題

本区の自殺者数は、平成25年から平成28年にかけて減少傾向にありましたが、平成29年は89

本区においても、さまざまな部署で相談支援を実施しており、自殺者数は減少傾向にあります。なお一層の自殺対策の充実に求められています。そこで、本区のこれまでの取り組みを充実するとともに、全庁的な視野で自殺対策の総合的な推進を図ることを目的に「江東区自殺対策計画」を策定します。

第2章 目標達成のための取り組み

1 地球温暖化・エネルギー対策の推進

【主な改定のポイント】

●CO₂削減目標の見直し

前期計画で設定した「エネルギー消費量」の削減目標を達成したこと、国や都において温室効果ガス排出量に関する新たな削減目標が設定されたことから、後期計画では「CO₂(二酸化炭素)排出量」での新たな削減目標を、以下のように設定します。

令和6(2024)年度の目標

- ◆CO₂排出量を、基準年である平成25(2013)年度比で24.3%削減
- ◆中期目標として、令和12(2030)年度に、平成25(2013)年度比で37.6%削減
- ◆区の施策で、CO₂削減量が算定可能な事業について、CO₂削減量の進捗を管理

●脱炭素社会の実現に向けた取り組み(緩和策)の推進

再生可能エネルギー導入等の取り組みをさらに充実させるとともに、水素エネルギーの普及など、脱炭素社会の実現に向けた取り組み(緩和策)を推進します。

●気候変動の影響に備える取り組み(適応策)の推進

ヒートアイランド対策や熱中症対策など、地球温暖化による気候変動の影響に備える取り組み(適応策)を推進します。

【主な取り組みの内容】

●地球温暖化対策の推進【緩和策】

- ①太陽光発電設備の導入助成など、再生可能エネルギー、高効率・省エネルギー機器等の利用を促進します。
- ②オフィスビルへのエネルギー管理システムの導入促進など、事業者の

省エネ対策を推進します。

③コミュニティサイクルの推進など、乗り物からのCO₂排出を減らします。

④設備の導入助成など、家庭の省エネ化を促進します。

⑤区民・事業者・区が連携した取り組みを推進します。

●地球温暖化対策の推進【適応策】

①ヒートアイランド抑制・緩和に向けて「風の道」を創出します。

②緑化等により人工被覆面(アスファルトやコンクリート)の熱環境を改善します。

③空調等の負荷による人工排熱を抑制します。

④気候変動の影響による被害を軽減します。

2 資源循環型地域社会の形成

【主な改定のポイント】

●5Rの取り組みの強化

これまでの5R(Rではじまる5つの行動「リフューズ」「リデュース」「リユース」「リペア」「リサイクル」)の取り組みをさらに充実させるとともに、外国人住民や若年単身層への資源・ごみの分別に係る情報発信の強化や、不燃ごみの全量資源化、食品ロスの削減に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組みの内容】

●ごみ減量と有効活用の推進

①持続可能な資源循環型地域社会への理解の促進に取り組みます。

②5Rを推進します。

③廃棄物の適正処理を行います。

3 自然との共生

【主な改定のポイント】

●みどりの中の都市(CITY IN THE GREEN)の実現

コミュニティの醸成にもつながる公園の整備・改修を推進し、水辺と緑を活用した賑わいの場を創出する、CITY IN THE GREEN(シティーイ

ンザグリーン)の実現に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組みの内容】

●生物多様性の保全

①水辺や緑地などを整備して、生物の生息空間を確保します。

②生物およびその生育環境に関する調査データを取りまとめ、情報発信を行います。

③持続可能な地域づくり及び環境を守り、育て、活かす人材の育成を進めます。

●公園・緑地の整備

①生物多様性の保全やヒートアイランド抑制の観点から連続性のある水辺と緑を活かした空間づくりを進めます。

②道路沿いの緑の保全、屋上緑化や壁面緑化等を推進し、身近なみどりを感じる空間をつくります。

●水辺環境の整備

①ヒートアイランド緩和に貢献する「風の道」を創出します。

②区民が誇りと親しみを感じられるような水辺を活かした空間づくりに向けて、区民・事業者と連携した取り組みを進めます。

4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進

【主な取り組みの内容】

●低炭素まちづくりの推進

地域のエネルギーを活用し、エネルギーの利用効率の向上を図ります。

●景観・美観の向上

①景観行政団体として、区の個性を活かした魅力ある景観を形成します。

②豊かな景観資源をもとに景観に対する区民意識の向上を図り、景観づくりへの区民の参画意識を高めます。

③区民・事業者と協働して、まちの美化活動を推進します。

④放置自転車解消のための効果的な対策を実施します。

5 安全・安心な生活環境の確保

【主な取り組みの内容】

●大気環境汚染防止対策の推進

①大気汚染物質の規制基準の遵守と大気環境に関わる情報を発信します。

②運輸部門、交通分野での大気汚染防止対策を推進します。

③石綿の大気中への飛散防止対策の徹底を指導します。

●水環境の保全の推進

①河川水質の常時監視を充実します。また事業所への対策を推進します。

②区民・事業者の水環境保全に対する意識の向上を図ります。

●騒音・振動等の公害対策の推進

①発生源対策を中心とした指導を強化し、都市生活のモラル向上のための取り組みを進めます。

②騒音規制法、振動規制法、環境確保条例による規制基準に基づく指導を行います。

●有害化学物質等の発生抑制対策の推進

有害化学物質の適正管理を進めます。

●災害に強いまちづくりの推進

①「分散型エネルギーシステム」の構築を目指します。

②雨水の有効利用、水害対策を推進します。

③公園・緑地等の整備により、避難地の確保や延焼防止機能の強化を図ります。

④災害発生時に迅速な対応が可能な体制づくりを進めます。

6 環境教育及びパートナーシップの推進

【主な取り組みの内容】

●環境情報の共有

①環境に関する情報を分かりやすい方法で広く提供します。

②環境情報の集積・共有化を図ります。

③新たな環境問題に係る情報を収集し、区民等に提供します。

●環境教育・学習の推進

①環境について自ら調べ、学び、考え、行動できる場と機会の充実を図ります。

②地域に根ざした環境教育を推進する人材を育成します。

●多様な主体が取り組むエコ意識の向上

区民・事業者・区が一体となって環境パートナーシップを推進します。

7 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの継承

●東京2020大会のコンセプト

東京2020大会は、「気候変動」、「資源管理」、「大気・水・緑・生物多様性」等を主要テーマとし、持続可能な開発目標(SDGs)への貢献を掲げています。

●大会開催に向けての環境分野における区の理想像

環境負荷の少ないまち

水と緑あふれるまち

安全・安心で快適なまち

●区におけるレガシー継承の方向性

①木材を主体とする構造で整備した競技会場をレガシーとして継承し、木材利用のシンボリックな施設として活用していくことで、公共施設や民間施設への木材利用の波及を図ります。

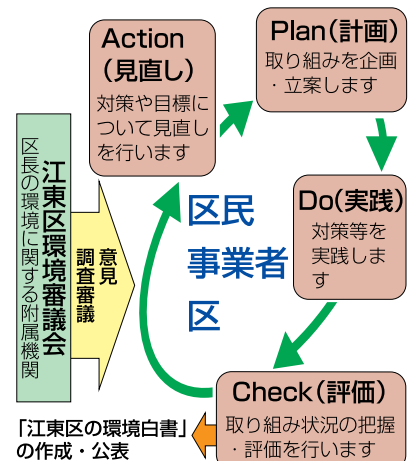
②大会開催に向けた「花と緑のおもてなしガーデニング」などの取り組みをレガシーとして継承し、花と緑のまちづくりのさらなる活性化を図ります。

③大会開催に向けた区独自のボランティア「江東サポーターズ」などに参加した区民の活躍をレガシーとして継承し、環境保全に係るボランティア活動の情報発信や、活躍の場の提供に努めます。

④東京2020大会が環境に配慮した大会であったことをレガシーとして継承し、区の環境保全に向けての取り組みを、さらに進めていきます。

第3章 計画の推進体制と進行管理

PDCAサイクルにより進行を管理します。



江東区環境基本計画(後期)素案へのご意見をお聞かせください。 意見募集締切:11/25(月)必着

氏名	
住所	
年齢	20代以下 30代 40代 50代 60代 70代以上

※いただいた個人情報は、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

江東区環境基本計画(後期)素案

パブリックコメント(意見募集)を実施

区では、環境の保全に関する施策の推進を図るため、平成27年に「江東区環境基本計画」を策定しました。本計画(10年計画)の中間年にあたる今年度、計画の改定を進めています。このたび、計画(後期)素案の概要をお知らせするとともに、素案に対するご意見を募集します。

素案に対するご意見をお寄せください

素案に対する皆様のご意見を募集します。素案の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、温暖化対策課(区役所隣防災センター6階3番)、えこっくる江東(潮見1-29-7)で閲覧できます。

寄せられたご意見は、後日ホームページで公開します。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

【募集期間】 11/1(金)~25(月)必着

【意見の提出方法】 ①氏名②住所(区外の方は在勤・在学等も)③年齢④ご意見を記入し、郵送(区報掲載はがき等)・ファクスまたは窓口(区役所隣防災センター6階3番)へ。区ホームページからも提出できます(電話受付は行いません) ⑤ 温暖化対策課 ☎3647-6124、FAX5617-5737

江東区環境基本計画(後期)素案の概要

第1章 計画の改定にあたって

【計画改定への背景】

平成27年の気候変動抑制に関する国際的な協定である「パリ協定」や、世界共通の目標である持続可能な開発目標(SDGs)の採択など、環境に関する動向はめまぐるしく変化しています。また、国の「第五次環境基本計画」や都の「東京都環境基本計

画」の策定など、国・都の動向との整合性を図る必要があります。

【計画改定の視点】

◆「6つの柱」に基づく計画目標の実現を目指し、合わせてSDGsの目標達成にも貢献する。

◆東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の環境配慮施策をレガシーとして継承する。

◆前期期間の分析・評価を行い、関連する他計画との整合性を図る。

目標 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

- 1 地球温暖化・エネルギー対策の推進
- 2 資源循環型地域社会の形成
- 3 自然との共生
- 4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進
- 5 安全・安心な生活環境の確保
- 6 環境教育及びパートナーシップの推進

主に関連するSDGsの目標

エスディージーズ SDGs(持続可能な開発目標)
17の目標と169のターゲットからなる、2030年までに実現を目指す国連の開発目標



▲再生可能エネルギーへの関心を高めていきます(写真は若洲の風力発電施設)

11月1日(金)~25日(月)	パブリックコメント(意見募集)
12月・令和2年2月	環境審議会
令和2年3月	環境基本計画(後期)改定 区議会へ報告



郵便はがき

1 3 5 8 7 9 0 001

江東区役所 環境清掃部 温暖化対策課 行

東陽四丁目11番28号 (受取人)

深川局承認 8199

料金受取人払郵便

差出有効期間 令和元年11月30日まで (切手を貼らずにお出しください)